

花折断層帯地震被害想定調査等業務委託企画提案仕様書

1 業務の名称

花折断層帯地震被害想定調査等業務

2 業務の目的

京都府では、平成 20 年に府内 22 の活断層の被害想定を算出し、防災体制の構築や府民向けに啓発を行ってきたところであるが、公表から 15 年が経過し、この間、社会基盤データ（人口や耐震化率等）の変化が著しいため、想定数にも大きな変化が生じていることが予見される。また、府内 22 断層の地震の発生確率が高まっており、防災体制を強化し対策を講じる必要がある。

以上のことから、府内最大の被害が想定される花折断層帯地震の被害想定の見直し及び発災から応急復旧までの時間の経過を踏まえた被害様相を作成し、防災体制の強化や社会活動の維持、早期復旧等の検討を実施することとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

4 調査対象区域

京都府全域

5 業務内容

(1) 計画準備

業務の目的・内容を把握した上で、技術的方針及びスケジュールを検討し、履行期間における業務計画を立案・作成する。

(2) 花折断層帯地震被害想定の見直し

平成 20 年に公表した花折断層帯地震被害想定の見直しをすること

<地震被害想定見直しに係る条件>

○京都市域の被害想定については、令和 4 年度に京都市が実施した「第 4 回地震被害想定結果」を使用することとし、京都市域以外の被害想定を算出すること。データについては、京都府が提供する。

○地震動予測に関するデータについては、京都府地震被害想定調査（H20 公表）の波形データや 250m メッシュの地震動分布等を使用すること。データについては、京都府が提供する。

○被害予測手法は、令和 4 年度に京都市が実施した「第 4 回地震被害想定」と同一の手法（内閣府方式）で行うこと。

- 最小の想定単位は「町丁目」とする。
- 被災項目については、別表1の項目を参考にしながら、他に京都府に影響が大きいと思われるものあれば選定すること
- ※ 企画競争選定において受託候補者が希望する場合、京都府地震被害想定調査（H20公表）の調査結果の貸出を行う。

（3）シナリオの策定

ライフライン・インフラについて、地震発生から復旧までの時間的経過を踏まえたシナリオを作成すること

<地震被害想定策定に係る条件>

- 被災項目については、別表1の項目を参考にしながら、他に京都府に影響が大きいと思われるものあれば選定すること
- 府民に分かりやすい掲載内容及び見やすいビジュアルで作成すること

（4）京都府の防災拠点の被災状況や防災対策の検討

① 京都府の防災拠点の被害状況

京都府庁舎（本庁、各振興局）や広域防災活動拠点等及び周辺道路の被害想定調査。なお、対象施設については、京都府地域防災計画を参考にし優先順位は以下のとおり。

（参考）○数字は優先順位

- ①広域防災活動拠点（京都府地域防災計画 一般計画編 P286）
- ②緊急輸送道路（京都府地域震災対策計画編 P339 又は道路管理課 HP）
- ③物資輸送拠点（京都府地域防災計画 一般計画編 P226）
- ④備蓄倉庫（京都府地域防災計画 一般計画編 P225）

② 防災体制の検討

5（2）及び（3）、（4）①の調査結果を踏まえ、京都府庁本庁舎が被災した場合に、災害対策本部設置に係る代替庁舎の検討や出勤可能な職員の把握等の防災体制の検討を実施する。

その他、京都府地域防災計画を参考に防災体制の検討を行うこと。

（5）府民向けの啓発資料の作成について

SNS や HP 等の多様な掲載手法に対応できかつ分かりやすく内容やデザインで作成した資料とする。

6 京都大学防災研究所との共同研究について

京都府と京都大学防災研究所において共同研究を実施し、京都府の防災拠点の被災状況調査や防災対策の検討を行うため、定期的に情報共有を行い共同研究で得られた知見を反映させること。

なお、共同研究に係る費用負担は京都府が負担する。

7 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書作成要領

- ① 企画提案書は、1者1提案とすること。
- ② 企画提案書の様式は自由様式とし、A4版、資料はA3版のサイズまで可とする。
- ③ 文書を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。
- ④ 文字の大きさは12ポイント(図表内は10ポイント以上)以上とする。
- ⑤ 企画提案書は散逸しないように、1部ごとにまとめて各11部提出すること。
- ⑥ 表題を付け、ページ番号を付けること。
- ⑦ 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

(2) 企画提案書の記載内容

① 実施体制

本業務の実施体制や特徴等を具体的に記載すること。また、業務を実施するための人員確保及び配置等について具体的に記載すること。なお、本業務に参画する人員のこれまでの業務実績を明確に示しておくこと。

② 具体的な提案内容

(ア) 被害想定の見直し及びシナリオ

- ・被害想定の見直しに係る被害項目
- ・発災から復旧までの被害項目やビジュアル

(イ) 府の防災拠点や周辺道路の等の被災状況及び防災体制の検討

- ・調査対象施設
- ・京都府の防災拠点やその周辺道路の被災状況調査手法
- ・京都府の防災体制の検討

(ウ) 啓発

- ・府民向けへ分かりやすい啓発資料や有効な手法

(エ) 業務実施体制

- ・ 提案内容に対しての必要人員の確保
- ・ 着手から完了までの工程

③ 価格提案書（見積書）

本業務に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。（消費税及地方消費税相当額を別途記載することとする。）

(3) 作成に当たっての留意点

考え方や実施方法等について、わかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること

8 成果物の納品について

地震被害想定	報告書及び概要版を作成し、紙媒体及び2次利用が可能な形式の電子媒体で納入すること
シナリオ	報告書及び概要版を作成し、紙媒体及び2次利用が可能な形式の電子媒体で納入すること
京都府の防災拠点の被害状況や防災体制の検討	報告書及び概要版を作成し、紙媒体及び2次利用が可能な形式の電子媒体で納入すること
委託業務報告書	収集、整理及び分析した資料、打ち合わせ議事録等を編冊し、紙媒体及び2次利用が可能な形式の電子媒体で納入すること

9 その他

- (1) 本業務の履行に係り本府以外の外部機関から資料の提供を受ける必要がある場合、その提供に係る協議、必要な手続きは本業務の範囲に含むこととする。
- (2) 本業務の納入成果物に対する著作権その他の権利については、原則としてすべて本府に帰属することとする。
なお、特別な事由により本府に帰属することができない著作物がある場合は、受託者は本府に当該著作物の関連文書を成果物として納入することとする。
- (3) 本業務の履行に必要な範囲内において、受託者の判断で第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこととする。

別表 1

<被害想定項目は以下のとおり>

被害想定項目 (内閣府方式で示された項目)			優先度 ※
建物被害	1-1	揺れによる被害	A
	1-2	液状化による被害	A
	1-3	津波による被害	
	1-4	急傾斜地崩壊による被害	A
	1-5	地震火災による被害	A
屋外転倒・落下物の被害	2-1	ブロック塀・自動販売機等の転倒	A
	2-2	屋外落下物の発生	C
人的被害	3-1	建物倒壊による被害	A
	3-2	津波による被害	
	3-3	急傾斜地崩壊による被害	A
	3-4	火災による被害	A
	3-5	ブロック塀・自動販売機の転倒, 屋外落下物による被害	A
	3-6	屋外収容物移動・転倒, 屋内落下物による被害	A
	3-7	揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)	A
	3-8	津波被害に伴う要救助者・要捜索者	
ライフライン被害	4-1	上水道	A
	4-2	下水道	A
	4-3	電力	A
	4-4	通信	A
	4-5	ガス(都市ガス)	A
交通施設被害	5-1	道路(橋梁を含む)	A
	5-2	鉄道	A
	5-3	港湾	
	5-4	空港	
生活への影響	6-1	避難者	A
	6-2	帰宅困難者	A

	6-3	物資	A
	6-4	医療機能	C
	6-5	保健衛生, 防疫, 遺体処理等	C
災害廃棄物等	7-1	災害廃棄物等	B
その他の被害	8-1	エレベータ内閉じ込め	C
	8-2	長周期地震動による高層ビル等への影響	C
	8-3	道路閉塞	C
	8-4	道路上の自動車への落石・崩土	C
	8-5	交通人的被害(道路)	C
	8-6	交通人的被害(鉄道)	C
	8-7	災害時要援護者	C
	8-8	震災関連死	C
	8-9	造成宅地	C
	8-10	危険物・コンビナート施設	C
	8-11	大規模集客施設等	C
	8-12	地下街・ターミナル駅	C
	8-13	文化財	B
	8-14	堰堤・ため池等の決壊	C
	8-15	海岸保全施設・河川管理施設の沈下等	
	8-16	複合災害	C
	8-17	治安	C
	8-18	社会経済活動の中核機能への影響	A
	8-19	行政の災害応急対策等への影響	C
被害額	9-1	資産等の被害	C
	9-2	生活・サービス低下による影響	C
	9-3	交通寸断による影響	C
	9-4	防災・減災対策の効果の試算	C
その他	10	その他の被害想定項目	C

- ※1 優先度が「A」の被害想定は、必ず算定すること
優先度「B」及び「C」のうち、委託業務の範囲において算定可能な項目があれば想定被害を算定すること
- ※2 その他の被害想定項目の算定を行う場合は、本府への影響、算定方法等に関する説明を行うこと